(趣旨)

第1条 この要綱は、介護知識、技術等を有する介護従事者を養成し、社会全体で高齢者や障がい者を支える仕組みを整えることを目的として、社会福祉法人天童市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)が介護職員初任者研修課程受講修了者の受講料を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

- 第2条 この事業の助成対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 天童市に住所を有し、現に居住している者
 - (2) 前年度及び当年度に介護職員初任者研修課程(通学及び通信の別は問わない。) を修了した者
 - (3) 市社協に所属し、介護従事者として就労する者
- 2 社会福祉法人天童市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)は、相当の理由 があると認めるときは前条各号の要件を緩和することができる。

(助成対象経費及び助成額)

- 第3条 助成の対象経費は、介護職員初任者研修課程の研修過程における受講費用(受講料、テキスト代、補講料、実習費等)とする。
- 2 助成金の上限額は、100,00円とする。ただし、他制度による助成金を受給することが出来る場合においては、100,00円以内の額又は受講費用の総額から他制度による助成金を差し引いた額のいずれか低い額とする。
- 3 前項の場合において、1,000円未満の端数は切り捨てする。

(助成金の交付申請)

- 第4条 助成を受けようとする者は、研修修了後速やかに介護職員初任者研修課程受講支援助成金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、会長に提出しなければならない。
 - (1) 修了証明書の写し
 - (2) 受講料の領収書の写し

(助成金の支給の決定)

第5条 会長は、前条の規定による申請を受理したときは、当該申請の内容を審査の うえ助成金の交付の可否を決定し、介護職員初任者研修課程受講支援助成金交付決 定通知書(様式第2号)により、結果を通知するものとする。

(助成金の支払)

第6条 助成金は、交付決定をした日から2週間以内に金融機関への口座振込の方法 により支払うものとする。ただし、これにより難い場合は、その他の方法により支 払うものとする。

(助成金の返還)

第7条 会長は、虚偽その他不正な手段により助成を受けた者には当該助成金の返還 を命ずることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

年 月 日

社会福祉法人 天童市社会福祉協議会会長様

年度天童市社会福祉協議会介護職員初任者研修課程受講支援 助成金交付申請書

下記のとおり、天童市社会福祉協議会介護職員初任者研修課程受講支援助成金の交付を申請します。

記

研修機関名称	
研修の形態	通 学 ・ 通 信
研修の受講期間	年 月 日~ 年 月 日
受講費用の総額	円
他制度による 助 成 金 額	円
当制度による助成金申請額	円 (上限100,000円)

年 月 日

様

社会福祉法人 天童市社会福祉協議会 会 長

年度天童市社会福祉協議会介護職員初任者研修課程受講支援 助成金交付決定(非該当)通知書

年 月 日付で申請いただいた天童市社会福祉協議会介護職員 初任者研修課程受講支援助成金について、下記のとおり決定します。

記

1	交付を決定します。	
	交付決定額	円
2	非該当です。	
	非該当理由	